

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画

(第9次)【案】

1 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画

令和元年度を目標年度とした第8次水質総量削減においては、化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量及びりん含有量の削減目標量を達成することができたものの、近年では、伊勢湾内の漁獲量の減少に伴い、海域の豊かさの重要性が指摘されるようになってきています。そのため、今後は良好な水環境の保全と豊かな生物生産性・生物多様性が両立した、「きれいで豊かな海」の実現を目指す取組が必要と考えられます。

令和6年度を目標年度とする第9次水質総量削減の実施にあたっては、これらの状況を踏まえ、従来の汚濁負荷量の「総量規制」から、海域の状況に応じた総合的な「水環境管理」への考え方の転換という新たな方向性を導入し、別添のとおり、『**第9次計画【案】**』を取りまとめました。

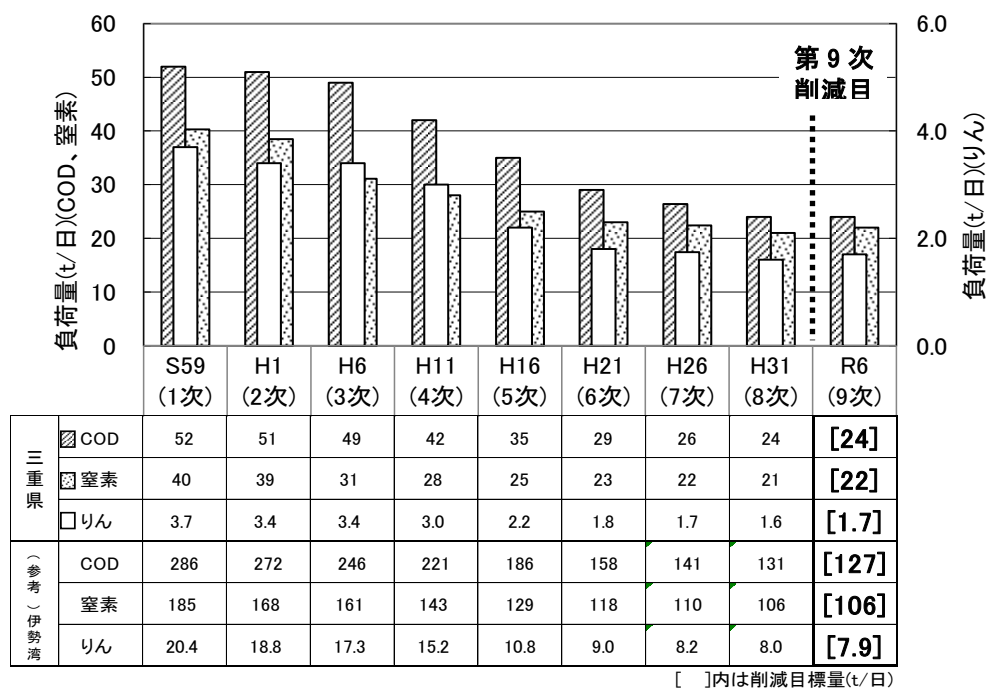
2 水質総量削減制度

水質総量削減制度は、東京湾や伊勢湾等の人口、産業の集中等により汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域の水質汚濁を防止するための制度であり、昭和53年の「水質汚濁防止法」の改正により導入されました。

この制度においては、環境大臣が、化学的酸素要求量(COD)、窒素及びりんの削減目標量、目標年度等を総量削減基本方針として定め、これに基づき、関係都府県知事が、削減目標量を達成するための総量削減計画を定めることとされています。

3 計画（案）における削減目標量及び目標達成のための取組等

第9次水質総量削減計画（案）では、栄養塩類の減少による生物生産性の低下を改善するための各種取組を実施していくこととしており、「きれいで豊かな海」の実現に向けて、窒素及びりん（リン）の削減目標量を次のとおり見直しています。



また、計画の目標を達成するため、多様な主体との連携のもと、主に次のような取組を推進していきます。

(i) 下水処理場の栄養塩類管理運転の試行とその効果の検証

公的機関が管理する下水処理場において、窒素及びりんを基準の範囲内でできるだけ多く排出するなどの栄養塩類管理運転を試行し、その効果については、環境部局、水産部局及び下水道部局の連携のもと、調査検証を行います。

(ii) 藻場、干潟及び浅場の保全・再生等の推進

海域の栄養塩類を湾内の豊かな生物生産に繋げていくため、藻場、干潟及び浅場を保全するとともに、再生・創出を推進します。

水産部局と連携し、定期的に藻場、干潟の分布状況に関する調査を実施するなど、「伊勢・三河湾海域干潟ビジョン」に基づいた取組を計画的に進めます。

総量規制基準 【改定案】

1 総量規制基準値の算出方法

指定地域内事業場の総量規制基準値は、次の算式により定められます。

$$\text{COD} \quad L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$$

$$\text{窒素} \quad L_n = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$$

$$\text{りん} \quad L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$$

L：総量規制基準値 (kg/日)

C：業種等の区分ごとに知事が定める値 (濃度：mg/L)

Q：特定排出水量 (m³/日)

表1の時期区分の特定排水 (排水のうち、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のもの。)の水量

表1 Q (特定排水の量)の時期区分

時期区分別水量	COD	窒素	りん
S55. 6. 30以前の水量	Q _{co}	Q _{no}	Q _{po}
S55. 7. 1～H3. 6. 30に増加した水量	Q _{ci}		
H3. 7. 1～H14. 9. 30に増加した水量	Q _{cj}	Q _{ni}	Q _{pi}
H14. 10. 1以後に増加した水量			

2 総量規制基準の改定

「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲 (平成18年10月13日平成18年環境省告示第134号、平成23年一部改正、平成28年一部改正、令和3年一部改正)」、「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲 (平成18年10月13日平成18年環境省告示第135号、平成23年一部改正、平成28年一部改正)」及び「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲 (平成18年10月13日平成18年環境省告示第136号、平成23年一部改正、平成28年一部改正)」(以下、環境省新告示という。)に示される下限から上限の範囲内において、以下の(1)及び(2)により、総量規制基準に係るC値を改定し、別表1から別表3のとおりとします。

(1) 近年の伊勢湾の状況と国の「在り方答申」に基づき総量規制基準を改定
令和3年3月に中央環境審議会から答申のあった「第9次水質総量削減の在り方」では、近年の水環境の改善状況と生物生産性の低下等を考慮し、伊勢湾においては、陸域負荷削減の更なる強化は必要最低限に止め、窒素及びりん的环境基準の達成状況を維持しながら、生物生産においても望ましい水質を目指しつつ、貧酸素水塊の発生抑制等の観点から水環境改善を図る必要があるとされました。

環境省新告示においても総量規制基準に係る C 値の改定がほとんど、行われなかったことから、更なる規制強化となる負荷削減を行わないこととします。

(2) 下水処理場の栄養塩類管理運転の試行を考慮し総量規制基準を改定

近年の伊勢湾における栄養塩類の減少に対して、下水処理場の栄養塩類管理運転により海域へ窒素及びりんが柔軟に供給できるよう、下水道業の基準値については国が定めた範囲の上限となるよう見直します。

3 基準適用予定日

新增設の特定排水（適用日以後に増加する特定排水の量）及び既設の特定排水（適用日時点の特定排水の量）については、令和4年11月から適用される予定です。